石油パイプラインの安全対策に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十八年九月二十七日

提出者 土井た

カゝ

子

議院議長前尾繁三郎殿

衆

_

石 油 パ 1 プラ 1 0 安 全 対 策 に 関 す る 再 質 間 主 意 書

先 に 提 出 L 。 た 石 油 パイ プラインの 安全 対 策 に 関 す る質 問 主 意書に 対し て、 田 中 角 榮 首 相 ょ り 0)

答 弁 書 の送付を受けた。 これらの回答には、 提起され た問題 定に対 し 不正 確、 不 + · 分 な 対 応 が なさ

る لح 思 わ れ る \mathcal{O} で、ここで改めて 前 回 と 同 様 \mathcal{O} 趣 旨 0 下に . 若 干 \mathcal{O} 質 問 を追 加 し、 再 度 提 起 L た

い。

れ

て

**\

る 部

分が

あ

る

のみならず、

ک

れ

. ら の

回答自

身に

Ł

新

たに

問

題となり

得

る

部

分

を

含

 λ

で

1

行 政 \mathcal{O} 責 任 主 体 : と 学 者 専門 家 グ ル プ と の 関 係 に 0 7) て

石 油 パ 1 プライ 事 業法 (以 下 事 業法」 とい う。 \mathcal{O} 事 業 用 施 設 \mathcal{O} 技 術 上 \mathcal{O} 基 準 を定 \Diamond る省令

 \mathcal{O} 規定により、 告示で定めることとされてい る事 項 (以 下 技 術 基 準 という。 は、 学 者 専 門

家による 「技術基準検討専門委員会」 の検討を経て、 同じく 「技術基準作成専門委員会」 の議を経

た場合 得 て、 な 関 1 (以 下 部 係 分 兀 省 が 問問 あ に ょ つ 題があつた場合」 た り り、 告 示 され あ る るで 1 は という。 指 あ ろう。 摘 され さて 7 0 1 責任 問 た 題 技 (刑事、 は、 術 基 準 告 示 行 \mathcal{O} さ 政、 不 れ 備 民 に た 事のそれぞれ) 技 ょ り、 術 基 準 1 ず に 技 れ 事 術 0) 故 批 所在 が 判 に الح ك 発 生 耐 事 え L

業 法 \mathcal{O} 施行に か か わ る 行政の責任主体との 関係である。 答弁書の三の (2) (3) 及び(4)、 匹 \mathcal{O} (1) 及

び 現 が (2)あ 0 ý, 口]答文の-行 政 中で、 \mathcal{O} 責 任 主体 「……であるとの とし て 自 5 0 「技術 間 題 基準 として 検討専門委員会」 対応 す ることを回 の結論を得てい 避 L て 1 る 点 る。 が _ 気 に لح なっ (T) 表

(1)た カン 5 で 技 あ 術 る。 基 準 以 検 下 討 専 \mathcal{O} 問 門 委 1 員 に 会 具 体 的 に ょ に 答 0 え て 検 5 討 れ た さ れ 得 5 れ た 結 論 に 間 題 が あ

(2)技 術 基準 作成 専門委員会」 によつて形成された告示案に問題が あつた場合の責任の所在は

どこか。

刑

事、

行

政

民

事

上

 \mathcal{O}

責

任

以 下

同

じ

 \mathcal{O}

所在

はどこ

か

つ

た場

合

0)

責

任

- (3)関 係 兀 省 12 ょ り 告 示 さ れ た 技 術 基 準 12 間 題 が あ 0 た 場 合 \mathcal{O} 責 任 \mathcal{O} 所 在 は どこ か
- (4)な 技 11 لح 術 説 基 準 明 す に る 0 \mathcal{O} 1 に 7 指 摘 技 さ 術 れ 基 た 準 間 検 題 討 点 専 に 門 対 委 L 員 7 会 行 政 12 \mathcal{O} 転 責 嫁 任 L 12 え あ な る 7 者 لح は 思 うが そ \mathcal{O} どう 間 題 か 点 に 併 間 せ 題 は

行 政 \mathcal{O} 責 任 主 体 \mathcal{O} 責 任 \mathcal{O} 範 井 を 明 確 に さ れ た 1

(5)学 者 専 門 家 等 \mathcal{O} 技 術 者 が 議 論 す る 安 全 性 لح 1 う \mathcal{O} は、 実 は 彼 等 \mathcal{O} 専 門 領 域 で \mathcal{O} 議 論 で あ

つて、

安

全

性

と

7

う

言

葉

を

使

0

7

は

1

7

t

本

来

信

頼

性

لح

呼

ば

れ

る

べ

き

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

る

シ

ス

テ

A

- と 又 は 1 そ う \mathcal{O} \mathcal{O} 部 は 分 そ が そ \mathcal{O} れ シ ぞ ス n テ A \mathcal{O} لح 目 的 か 5 を 達 ts. 成 あ す る る 1 度 は 合 カ 5 1 ま 12 ざ 0 る 1 を 7 得 \mathcal{O} な 議 1 論 な 人 間 \mathcal{O} لح で あ \mathcal{O} る 関 係 本 社 来 会 \mathcal{O} 安 的 全 な 関 性
- 係 で で て < る 間 題 な \mathcal{O} で あ る 所 要 \mathcal{O} 信 頼 性 が 社 会 的 な 関 係 に お 1 7 承 認 さ n る カ ど う
- か \mathcal{O} 議 論 が 安 全 性 لح な る \mathcal{O} で あ る。 従 0 て 学 者 لح 専 門 家 等 \mathcal{O} 技 術 者 が 定 8 た 所 要 \mathcal{O} 信 頼 性
- が 社 会的 に 承 認 され るされ な 7 に 0 1 7 \mathcal{O} 判 断 に 0 7 て は 彼 等 は 特 に そ \mathcal{O} 専 門 性 \mathcal{O} ゆ え

と を す る学 ŧ 判 断 つ 者 て L は 専 専 所 門 菛 定 家 家 \mathcal{O} 等 安 と は \mathcal{O} 全 技 性 ** \ 術 え が 者 な 達 \mathcal{O} 成 \ . 責 さ 任 れ は、 般 ると 人と た 判 対 か 断 等で だ を カン 下 所 あ す る。 要 \mathcal{O} \mathcal{O} は 所 信 行 頼 要 政 性 者 \mathcal{O} が 信 \mathcal{O} 現 責 頼 実 性 任 に が で 社 達 あ 成さ 会 る。 的 れ 12 か る 承 か か 認 る どう さ 件 12 れ 関 る か

右 0 意 見 に つ () て \mathcal{O} 見 解 を 問 う。 行 政 者 の責任 と関 係する学者 専門家 が 責 任 . の 関 係 を具

体例をもつて詳細に述べられたい。

石

油

パ

1

プ

ラ

1

 \mathcal{O}

安

全

性

を

規

制

す

Ź

法

令

に

対

す

る

疑

義

に

対

す

る

口

答

に

0

7

7

に

対

L

て

で

あ

る。

(1) 質 問 事 項 (1)は 事 業 法 と \mathcal{O} 対 比 を 求 8 て 1 る t \mathcal{O} で は な V 0 質 間 を 再 度 点 検 し、 え ŋ を 正

して答えられたい。

(2)事 業 法 \mathcal{O} 規 制 で 石 油 パ イプラ 1 ンの 安全制が完全に保障されるとするなら、 その 根 拠を具

体的に明示されたい。

(3)管 物 せ うこと 理 沿 ょ が 質 線 地 石 間 0) 域 で か 油 事 安全管 全体、 あ ら考えると、 パ 項 1 る (2)プラ をにら \mathcal{O} は、 理 に 対 事 インだ をとり出して、ことさら事 んだ して、 業 事 法 地地 業 けでは \mathcal{O} 消防法 立 法 域 に 法 の安全管理」 ょ な \mathcal{O} によ る ١ / 趣 保 旨 ということを考慮す る保 安 \mathcal{O} 規 不 安 制 解 であることを指 規 が 明 業規 制 さを パ は、 制 1 た 는 _ プラ だ そ れが L るな 体 1 7 向 化させるようなやり 不 ン 1 してい 5 十分、 に る ば、 沿 \mathcal{O} 0 で る。 地 不完全な た あ 域 1 る 地 \mathcal{O} わ 域 安 ば 公 に 全 方で 共 Ł 存 管 沿 \mathcal{O} 0) 在 理 安 す で 線 は 全 あ る \mathcal{O} とい るに 安 か 危 地 全 域 険 5

務 て である。」と、 ŧ 右 パ \mathcal{O} 1 意 プライ 見 に 0 ン 1 事 は 7 業 できる \mathcal{O} 法 見 \mathcal{O} 解 現実の が、 を 求 法 む 姿との関 制 を と 整 り 備 わ 係 L け を明ら 7 田 災 中 害 角 か を 榮 にされ 防 通 止 産 し、 相 た 当 玉 時) 民 生 \mathcal{O} 活 述 を ベ 守 た る \neg 0) 事 業 は 政 法 府 が \mathcal{O} な 責 <

 \mathcal{O}

保

安

管

理

を

効

率

的

に

行うことが

第二

義

的

に

な

つ

て

7

ることに

な

る

0)

で

は

な

1

か

(4)質 問問 事 項 (3)(C) 口 |答で、 十五という数字 . О 選 定定 根 拠 が 明 5 かにされ て *(*) ない。 これ を明示 さ

れたい。

(5)質 問 事 項 (4)で は、 保 安 に 関 L て は 地 域 \mathcal{O} 安 全 性 を 指 向 す る 消 防 法 で 般 的 に 規 制

事 業 許 可 \mathcal{O} 対 象となるパ 1 プ ラ 1 ン に 0 *(*) 7 は、 消 防 法 \mathcal{O} 管 理 下 で そ \mathcal{O} 部をと り 入 れ るよ

う な 形 に 何 ゆえできな か つ た \mathcal{O} か を 問 うて 1 る 0 で あ る。 安全 保持 を V > うときの 安 全 と 7 う

言 葉 \mathcal{O} 中 味 を 間 題に L た 0 で あ る。 どの よう な安全を考え てい た \mathcal{O} カコ を技 術 的 根 拠 を 添 えて

明 6 か に さ れ た \ \ \ \ 消 防 庁 が 独 自 \mathcal{O} 見 解 を ŧ 0 な 5 ば 併 せ 7 明 示 さ れ た \ \ \ \ \

(6)質 間 事 項 (5) \mathcal{O} 口 答 に 対 L 7 消 防 法 に ょ る 許 可 は 定 \mathcal{O} 技 術 的 条 件 を 満 た L 7 **,** \ る ことに

対 す る 麗き 束 裁 量 で あ る。 \mathcal{O} 場 合、 1 か な る 形 で 市 町 村 長 又 は 知 事 \mathcal{O} 意 見 が 反 映 さ れ る \mathcal{O} か

に 0 7 て、 法 的 根 拠 を 添 え て 具 体 的 に 明 5 か にさ れ た 1 0 協 議 が 行 わ れ る に せ ょ、 被 許 可 者

が 玉 家 事 業 を 語 るご り お L 集 寸 \mathcal{O} ときはどう カゝ

(7)質 問 事 項 (6) につい て。 例えば、 事業法第二十四条、 第二十六条、 第三十一条では、 事業者の

民 保 を 安 安 \mathcal{O} 全 保 義 基 安 務 準 権 を定 だ 利 け め、 環 で 境 形 又 式 保 市 的 全 町 に 権 村 比 長 で 較 \mathcal{O} あ 保 L る。 安 ١ ر 権 カゝ 利 か を定 0) る で 条 は 8) 文 7 な が \ <u>`</u> 7 消 る。 防 再 法 事 度答えら \mathcal{O} 業 中 者 に \mathcal{O} あ れ 義 る た 務 \mathcal{O} \ \ • は か 裏 消 返 防 L 法 て と 事 7 え 業 ば 法 لح 住

 \equiv 技 術 基 準 が告示され ない 理 曲 0 口 答に対 して。 漏 え 1 検知方式、 漏 え 1 拡 散 防 止 措置等に

7

る

0 1 7 長 期 間 に わ たつてなされた慎 重 な 検 討 \mathcal{O} 内 容 を 項 目 別 に 具 体 的 に 明 5 か に さ れ た 1

事 業 法 に *(* \ . う 保安 距 離 に つい て \mathcal{O} 口 [答に . 対 し て。 以 下 \mathcal{O} 問 **\ に 根 拠 • 理 由 を 添 え 7 具体 的

に 答 え 5 れ た 1 匹

(1)質 間 事 項 (1) \mathcal{O} 口 答 に 0 ** \ て。 般 に 玉 民 生 活 に 大 き な 役 割 を 果 た L て 1 る \mathcal{O} で あ るとす

لح 何 ゆ え 禁 止 す る \mathcal{O} か 例 え ば パ 1 プ ラ 1 ン \mathcal{O} 事 故 に ょ る 汚 染 を お そ れ 7 \mathcal{O} か

L 得 るとは考え な 1 \mathcal{O} か。 とり わ け 地 域 0 公 共 用 水 源 とな つ て **(**) る場 合はどう か。 (2)

質

間

事

項

(2)

に

0

V

て。

地

下

水

は、

般

に

玉

民

生

活

に

大

き

な

役

割

を

果

た

L

7

1

る、

又

は

果た

- (3)三つ \mathcal{O} 地 下 水 汚 染 対 策 等 \mathcal{O} 特 別 \mathcal{O} 処 置 を 講 ľ 7 ŧ, 湖 沼 貯 水 池 等 \mathcal{O} 汚 染 は 防 止 で き な 1
- \mathcal{O} か 防 止 で き な 7 とす れ ば そ れ は 1 か な る 場 合 か
- (4)技 術 上 \mathcal{O} 基 準 を 定 め る 省令 第 条 第 項 は、 そ \mathcal{O} 第 項 に ょ り L ŋ め け に な 0 7 1

る。

何

喚

ゆ え ことさら 地 下 水 を 同 条 第 項 第 五. 一号に 含 め て は な 5 な 1 \mathcal{O} か 事 · 業 者 に 慎 重 な 扱 7 を

起してよいのではないか。

(5)兀 月 + 七 日 \mathcal{O} 衆 議 院 公 害 対 策 並 び に 環 境 保 全 特 別 委 員 会 に お **,** \ て、 建 設 省 河 Ш 局 治 水 課 長

栂 野 康 行 説 明 員 は 政 府 を 代 表 L て 地 下 水 源 に 0 きま L て は 附 沂 に お き ま L て 非 常

12 水 源 を 使 0 7 1 る と 1 う 例 が あ り ま す ٤, B は り、 あ \mathcal{O} 項 目 は 該 当 1 た L ま す。 と 答 え 7

1 る。 $\sum_{}$ \mathcal{O} あ と 現 在 に 至 る 間 に 政 府 見 解 が 変 化 L た \mathcal{O} か 0 ** \ つ、 ١, か な る 理 由 で 変 化 L た \mathcal{O}

か。

(6)質 問 事 項 (3)及び (4) \mathcal{O} 口 答 に ついて。 これ らの 口 答では、 提起され た質問 に全く答えてい な

て、 検 \ \ • 知 何 装 間 うって ゆえ一・五 置 等 V \mathcal{O} 機 ることは、 能 メー を、 ŀ そ ルに 保 れ 安 らを 固 距 執するのかということなのだ。 離 総 を定め 合 的 に る の 勘 案 に、 す ると称して、 わざわざ、 漏 再度返答されたい。「 ゴ え タ V ゴ 拡 タ 散 とと 防 止 ŋ 措 0 置 け 及 て 技 び 術 ま 漏 で 基 え V 潍

(7)漏 え 7) 拡 散 防 止 措 置 及 び 漏 えい 検 知 装 置等 (T) 機 能 を講じない 場合、 必要となる保安距 離 لح

埋

設

深

さ

0

関

係

を

図

示

さ

れ

た

\ <u>`</u>

検

討

専

門委員

会

の結:

論

などは関

係

ない

はずであ

る。

(8)X] 口 1 答 ル \mathcal{O} を 中 確 に、 保 す 万 れ ば 0) 足 漏 り え ると V) 事 \mathcal{O} 故 技技 に ょ 術 る 基 建 準 築 検 物 討 ^ 専 \mathcal{O} 門 影 委 響 員 を 会 未 然 \mathcal{O} に 結 防 論 止 を する 得 7 た 1 め るとあ に は、 る。 L 五. カゝ

5 1 ば ル とし 保 たと 安 距 きの 離 を • 事 故 発 四、一・三、一・二、一・一、一・〇、 生時 の予想され る最悪事 態 は、各々どのようなも • 八、〇・五、 のか 「 技 · -術 メ 基 潍

検 討 専門 委員会」 が 真 0 技 術 者よ り編 成され、 真に技術 的 な結 論が 下されたとしたならば、

 \mathcal{O} 間 1 に 対 す る 答 え は 内 部 的 に は 既 に 出 て 7 る は ず で あ

(9)質 間 事 項 (5)及 75 (6) \mathcal{O} 口 答 に 0 1 7 絶 対 \mathcal{O} 安 全 性 が な 1 と *(*) うこと は、 フ エ 1 ル セ フ

に て お < 必 要 が あ る لح いうことで あ る。 方 万 \mathcal{O} 漏 え 1 事 故 \mathcal{O} た \otimes \mathcal{O} 措 置 L て、 保 安

距 離 は、 漏 え 1 拡 散 防 止 措 置 漏 え 7 検 知 装 置 等 لح 共 に 重 要 な 要 素 \mathcal{O} __ 0 لح L て 考え 7 7 る

لح ことを 口 答 目 L て 的 意 1 識 る 的 が に 期 漏 待 え す 1 る 拡 ŧ 散 \mathcal{O} 防 と 止 L 措 7 置 あ り、 漏 え 逆 1 に 検 期 知 待 装 に 置 添 等 え は な そ 1 揚 れ 合 ぞ ŧ れ \mathcal{O} 機 原 因 能 は が لح 実 ŧ 現 か す < る

とし て 存 す る とい うことで あ る。 故 障 事 故 が あ ŋ 得 る کے 7 うことで あ る。

れ 12 対 L て 保 安 距 離 そ \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} 12 は 故 障 事 故 は な 1 とす れ ば フ 工 1 工 ル セ フ

る \mathcal{O} は 当 た り 前 で は な 1 \mathcal{O} か ک \mathcal{O} 位 \mathcal{O} こと が わ か 5 な 1 \mathcal{O} カ

と

7

最

終

的

12

た

ょ

る

ŧ

 \mathcal{O}

は

保

安

距

離

L

か

な

1

で

は

な

1

か

住

民

が

保

安

距

離

を

強

<

意

識

す

(10)質 問 事 項 (7)12 つ 7 て。 口 答 には 的 は ばずれ であ る。 道 路 境 界 ょ り 一 メ 1 ル 0) 距 離 にパ イプラ

イン が 敷 設 L て あ る 道 路 に 面 L て、 建 築 物 を 構 築 L た 住 民 は 事 業 法 \mathcal{O} 安 全 基 準 か 5 1

て、 五. メ 1 ル \mathcal{O} 保 安 距 離 を ŧ 0 7 1 る 建 築 物 \mathcal{O} 住 民 ょ ŋ 危 険 で あ る。

般

に

安全で

あ

る

لح

 \mathcal{O}

保

証

は

形

式

的

で

あ

る

に

せ

ょ

事

業

法

で

は

与

え

5

れ

な

か

か

る

事

実

が 存 在 す るとき、 災 害 か 5 玉 民 \mathcal{O} 生 活 を 守 る \mathcal{O} を 神 聖 な 義 務とし て 1 る 田 中 内 閣 と L 7 は 1

カン な る 対 応 をとる \mathcal{O} か ま た、 そ \mathcal{O} 住 民 0 側 に 1 カコ な る 権 利 が 存 在 す るの カン 例 え ば 実 力で

パ 1 プラ 1 ン を 掘 ŋ 起こ L て ŧ ょ 1 \mathcal{O} か

五. 耐 震 設 計 に 0 1 て \mathcal{O} 口 答 に 対 L 7

(1)地 震 時 に は 地 盤 12 変 形 が 生 じ、 地 下 12 埋 設 さ れ た 石 油 パ 1 プ ラ 1 ン ŧ, れ لح ほ ぼ 同 ľ 変

形 を 余 儀 な < さ れ、 ک れ に 伴 0 7 導 管 に 応 力 が 生じ る こと 12 な る。 L た が 0 て、 導 管 は 塑 性

変 形 に 対 L 7 + . 分 に 耐 え るよ う に 設 計 L 7 お < 必 要 が あ る \mathcal{O} で は な 1 カゝ

必 要 が ない とするならば そ 0 理 由 は 何 か。 地 盤 \mathcal{O} 弾 性 変形 に 対 す る 0) と 何 ゆ え 対 凉 0 仕 方

を変 える 0 か。

(2)地 盤 \mathcal{O} 塑 性 変 形 に 対 L て は、「導管とし て伸 び が . 大きく、 破 断 L 難 **(**) 材 質 0) ŧ \mathcal{O} を 用 い لح

あ る が、 このとき導管に 加えら れ る応力はどのようにして算定するの か。

(3)石 「油 パ イプラインの 安全性を十分確保するために、

(ニ) (ハ) (ロ) (イ) 感震装 置 が 正 確 に 作 動 す る。

感震 装 置 と 連 動 L 7 運 転 制 御 装 置 が 正 確 に 作

動

ずする。

 \mathcal{O} 作 機

運 転 制 御 装 置 動 12 ょ ŋ 圧 送 \mathcal{O} 運 転 が 正 確 に 停 止 する。

同 じ < 緊 急 L B 断 弁 が 正 確 に 閉 鎖 す る

ことのす ベ て が 必 要 で あ る。 れ 5 のうち一つで ŧ 作 動 L な V) とき、 又 は 作 動 に 時 間 遅 れ

が

あ るときはどうな る \mathcal{O} か。

(4) 地 盤 0) 塑 性 変形 に対してはパイプラインが破損する場合もあり得るとしているのか。

パ イプラインが 破 損 する揚 合は、 閉 鎖 L た緊急 Ū Þ 断 弁 0) 間 \mathcal{O} 石 油 はパイプライン いから外

流 出することになるが、 このことは当 然の 前提とし 7 7 る 0 か。

六 「技術基準」について

「技術は 基 準 は設計者、 施工者、管理者等に対してその措置の仕方に具体的な指針を与えるべ

きものであつて、 たんに心構えとか心得を伝授するものであつてはならない。 行為者の 主 観に

ょ つてその 解釈が 多義にわたるような表現を避け、 その意味 (言語と実態との 関 係 \mathcal{O} 規 定 がユ

満 たすべ き最 低 限 \mathcal{O} 条 件、 す な わ 5 必 要 条 件 L か 定 め 5 れ る ŧ \mathcal{O} でし か ない

ニ |

ク

に

定

まる

ŧ

()

す

な

わ

ち、

客

観

的

な

技

術

条

件

:を定

8

る

ŧ

ので、

な

け

れ

ばな

5

な

, \

0

か

ŧ,

ところで告示 され る 技 術 基 準 は か か るも \mathcal{O} で あ る カン

そうでないとするならば、 それでよしとする理由 を明示されたい。

右質問する。